

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊教育訓練研究本部組織規則を次のように定める。

平成30年3月2日

防衛大臣 小野寺 五典

陸上自衛隊教育訓練研究本部組織規則

改正 令和2年3月30日 防衛省訓令第19号

（教育訓練研究本部長）

第1条 陸上自衛隊教育訓練研究本部（以下「本部」という。）の本部長は、陸将をもって充てる。

（副本部長）

第2条 本部に、副本部長1人を置く。副本部長は、自衛官をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を助け、部務を整理する。

3 副本部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を行う。

（内部組織）

第3条 本部に、次の4部を置く。

総合企画部

教育部

研究部

訓練評価部

（総合企画部の分課）

第4条 総合企画部に、次の4課を置く。

総合企画課

総務課

管理課

会計課

（総合企画課）

第5条 総合企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 本部の運営の企画に関すること。

(2) 本部の組織、定員及び定数に関すること。

(3) 各部の事務の調整に関すること。

(4) 自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する事務の実施に関する学校の運営の企画に係る総合調整に関すること。

(5) 事務の能率的運営及び業務改善に関すること。

(6) 成果の管理、発信等（発信にあつては、企画及び調整に関することに限る。）
に
関
する
こと（他の部の所掌に属するものを除く。）。

(7) 部内の事務の総括に関すること。

（総務課）

第6条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

(3) 人事に関すること。

(4) 記録及び統計に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。

(5) 出版物及び厚生用品に関すること。

(6) 秘密の保全に関すること。

(7) 警備及び消防に関すること。

(8) 調査に関すること。

(9) 健康管理及び防疫に関すること。

(10) 本部に勤務する隊員の教育訓練に関すること。

(11) 福利厚生に関すること。

(12) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若
年
定
年
退
職
者
給
付
金
に
関
する
こと。

(13) 印刷に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び総合企画部の他の課の所掌に属しな
い
事
項
に
関
する
こと。

（管理課）

第7条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 物品に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 給養に関すること。

(3) 施設の維持及び管理に関すること。

(4) 役務の調達計画及び管理に関すること。

(5) 車両及び通信の運用に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び総合企画部の他の課の所掌に属しない
管
理
業
務
に
関
する
こと。

（会計課）

第8条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 経費及び収入の予算及び決算に関すること。

(2) 支払及び収入の会計事務に関すること。

(3) 物品及び役務の調達、その他の契約に関すること。

(4) 旅費及び給与に関すること。

(5) 債権管理に関すること。

（教育部）

第9条 教育部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学生の教育訓練の計画に関すること。

- (2) 学生の教育訓練の実施に関する事。
- (3) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関する事。
- (4) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関する事。
- (5) 学生の教育訓練の成果の管理、発信等（発信にあつては、企画及び調整に関する事を除く。）に関する事。
- (6) 法第25条第1項に規定する事務の実施に関する教育訓練に係る統制業務に関する事。

（教育部の分室）

第10条 教育部に、総括室を置く。

（総括室）

第11条 総括室においては、第9条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

（研究部）

第12条 研究部においては、次の事務をつかさどる（訓練評価部の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 調査研究の計画に関する事。
- (2) 調査研究の実施に関する事。
- (3) 調査研究に必要な記録及び統計に関する事。
- (4) 調査研究に必要な資料及び資材に関する事。
- (5) 調査研究の成果の管理、発信等（発信にあつては、企画及び調整に関する事を除く。）に関する事。
- (6) 法第25条第1項に規定する事務の実施に関する調査研究に係る統制業務に関する事。

（研究部の分室等）

第13条 研究部に、総括室を置く。

（総括室）

第14条 総括室においては、第12条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

（訓練評価部）

第15条 訓練評価部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 部隊及び機関の練成訓練の評価分析の計画に関する事。
- (2) 部隊の運用等から得られる教訓に関する調査研究の計画に関する事。
- (3) 第1号に規定する練成訓練の評価分析及び前号に規定する調査研究（以下、「訓練評価等」という。）の実施に関する事。
- (4) 訓練評価等に必要な記録及び統計に関する事。
- (5) 訓練評価等に必要な資料の収集整理及び提供に関する事。
- (6) 訓練評価等の成果の管理、発信等（発信にあつては、企画及び調整に関する事を除く。）に関する事。
- (7) 法第25条第1項に規定する事務の実施に関する調査研究（訓練評価等に係るものに限る。）に係る統制業務に関する事。

(訓練評価部の分室)

第16条 訓練評価部に、総括室を置く。

(総括室)

第17条 総括室においては、第15条第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる事務をつかさどる。

(部長、課長及び室長)

第18条 部に部長、課に課長、室に室長を置く。

2 部長は、本部長の命を受け、部務を掌理する。

3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

4 室長は、部長の命を受け、室務を掌理する。

(総合企画官)

第19条 総合企画課に、総合企画官2人を置く。

2 総合企画官は、総合企画課長の命を受け、総合企画課の事務を整理する。

(主任教官)

第20条 教育部に、主任教官9人を置く。

2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して教官の指導を行う。

(教官)

第21条 教育部に、教官を置く。

2 教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(総括主任研究官)

第22条 研究部に、総括主任研究官1人を置く。

2 総括主任研究官は、研究部長の命を受け、調査研究(運用解析に関する事項に限る。)に従事するとともに、当該調査研究に従事する研究員の指導を行う。

(主任研究開発官)

第23条 研究部に、主任研究開発官3人を置く。

2 主任研究開発官は、研究部長の命を受け、調査研究(総括主任研究官の従事する調査研究を除く。)に従事するとともに、当該調査研究に従事する研究員の指導を行う。

(研究員)

第24条 研究部に、研究員を置く。

2 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(主任訓練評価官)

第25条 訓練評価部に、主任訓練評価官2人を置く。

2 主任訓練評価官は、訓練評価部長の命を受け、訓練評価等に従事する。

(委任規定)

第26条 この訓令に定めるもののほか、本部の内部組織に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。
- 2 陸上自衛隊幹部学校組織規則（昭和34年陸上自衛隊訓令第15号）及び陸上自衛隊研究本部組織規則（平成13年陸上自衛隊訓令第15号）は、廃止する。

附 則（令和2年3月30日防衛省訓令第19号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。